

○ 農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱別表の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件及び推定事故率等について（平成27年8月28日27経営第1335号農林水産省経営局金融調整課長通知）の一部改正・新旧対照表

（下線部分は改正箇所）

改正後（新）	現 行（旧）
<p>農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件及び推定事故率等について</p> <p>2 実施要綱第3の1、第3の2の（2）及び（3）の事業に関する要件 ①～⑤ （略）</p> <p>⑥ 令和2年7月3日から同月31日までの間の豪雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長（令和2年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和2年7月14日政令第223号）で定める地区に限る。）から受けたもの（<u>令和3年度までに保証契約を締結したものに限る。</u>）</p> <p>4 実施要綱第3の2の（1）の事業に関する要件 ①～⑨ （略）</p> <p>⑩ 令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの（<u>令和3年度までに保証契約を締結したものに限る。</u>）</p> <p>⑪・⑫ （略）</p>	<p>農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱別表の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件及び推定事故率等について</p> <p>2 実施要綱第3の1、第3の2の（2）及び（3）の事業に関する要件 ①～⑤ （略）</p> <p>⑥ 令和2年7月3日から同月31日までの間の豪雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長（令和2年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和2年7月14日政令第223号）で定める地区に限る。）から受けたもの</p> <p>4 実施要綱第3の2の（1）の事業に関する要件 ①～⑨ （略）</p> <p>⑩ 令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの</p> <p>⑪・⑫ （略）</p>

附 則（令和4年3月31日3経営第3250号）  
この通知の改正は、令和4年4月1日から施行する。